

の「起臥を助け、折々父を背負て、宮寺に参り、又は田畠を見せて、父の心を慰めなどして、孝養を盡しける」というように、身体が不自由な父に一〇年間孝養をつくしたという。天明八年（一七八八）父の死亡時には食事を数日間とらないほどの落胆ぶりだったという。ここにはいわば身体障害の父の手足となった孝行者として卯吉は描かれ、その子孫（二男清兵衛・娘ゆき・ゆき末子健助・清兵衛子の木村清吉・清吉の弟彦助）たちが「御国恩報謝」のため米献上あるいは褒賞した旨を追記する。

ゆきは寛政七年（一七九五）、卯吉の娘として下黒田村に生まれ、吉国村仙吉に嫁した。文政七年（一八二四）の仙吉死去後も農業に精出し舅姑や子供三人を女手一つで養育したと描かれる。京都郡奉行や延永手永大庄屋・庄屋から褒賞をうけ、特に藩主忠徴初入国に際しては、木綿二反を献じ、藩主から「女は農業の間に紡績を営み、舅姑に能仕へ、子供を養育し農業を働く」として、綿を下賜された。いわば褒賞として綿には勤勉な「孝婦」の意味が象徴されよう。

上久保村に天保六年（一八三五）に生まれた庄之助は幼年で上稗田村庄左衛門の養子になったが、養子先は「極貧」で養父母も老年のため農業もできず、庄之助は他家奉公の給金で両親を養ったという。藩との関係で本記録を編纂した毛利正春は庄之助と実際に会い「貞実温和の風有りて、末頼しき若もの」と

の印象を記している。

以上のように、結局孝行者（養父母や女性であれば嫁いだ「家」の舅姑など）であることが子孫にいたるまで「国」（ここでは藩のこと）の恩・褒賞を受け、またこれへ謝意をあらわす、といういわばレトリックを見いだすことができよう。このようにみれば「善行者」の褒賞は藩側による体制維持の意図があるといえるのではなからうか。そして、かかる問題は次にみる近世後期の地域社会変容の中で、特に重要な意味を持つことになるのである。

第四節 近世後期の農政と地域社会

年貢徴収法

明和元年（一七六四）ごろ打ち出された検見がない惣定免制は村方に大きな負担を強いることになったことは先述したが、その傾向は漸次強まった。『郡典私志』によれば、「上検」という制度は、企救郡では寛政四年を最後に廃止され、他の郡については田川郡・築上郡ではみられたが、そのほかはないとしている。上検とは、破免を願い出ることを指し、藩の検見役の指示のもとに年貢料を決定することとで、坪刈などの煩雑な手続きを要した。かつては凶年のときに必ず行われ破免検見と称したという。このように減免措置であるにもかかわらず煩雑で費用もかかるという理由から、京都

郡ではこの破免検見はかなり以前からなされなかったようである。

ただし、不作や凶作の際の減免措置がなかったのかというところではなく、大庄屋の不毛上（損毛）の見積と検見役人の見積とを照合して物成を決定する「虫痛田物成引」「日痛田物成皆損引」という免相引の方法がとられた。ただし、両者の見積に隔たりがある場合は筋奉行が間に立ってその不足分を拝借米という形で処理することにして解決された。これは年賦拝借・免足拝借などといい、無利子の一〇年賦で分割して後年に納めることとされたが、見積の隔たり分が免除されるのではなかった。藩側はあくまで定免での年貢徴収を基本に考えているのである。

山林政策

山林は「山方触」（弘化三年五月「山方触方写」『日本林制史資料』、三〇四頁）に「地方に田畑之外山林立込候得は、上下之益筋之上、第一耕作之助ニ相成、別而竹木は人家肝要之品柄ニ付（略）小木之内より無差別我勝ニ伐荒し候様有之候而は、自然と池川普請・家造等差支、就而は願出候諸木等も無捩相減、年増下方之難渋と相成」とあり、山林が人間生活に欠かせないものであるがゆえ、その利用はコントロールされねばならないと考えられていた。

小笠原氏入国当時は上り山・定請山・当請山・仕立山の区別なく、すべて上り山（藩有林）であった。これが天和年間（一

六八一〜八四）では、上り山と社寺山（宮山と寺山）・仕立山（民有林）の三種類となっていた（天和三年十二月「長井手永山鑑寄帳」永井文書）。更に元禄十五年（二七〇二）、郡代の宿久善右衛門が山林法を定め、上り山以下の区別をし、それぞれ反別調査をし、特に銀小物成の一種として薪札を発行した。これは四ツ高一〇〇石につき、銀一匁五分の馬札三枚、銀七分の歩行札六枚と無高百姓には一〇軒につき銀七分の歩行札五枚ずつを発行し薪札銀を徴収した。この薪札銀運上は領中で銀五貫八〇六匁余である（「豊前旧租要略」）。

山林の種別は上り山が藩有林、仕立山が民有林の二つである。また定請山と当請山はともに上り山の下草伐採を許可されたもの（預り山）をいい、定請とは永久に、当請とは当分という意味で、いずれも運上銀を納めた。

そして藩内の山林に関する基本帳簿は「山鑑」と称される。天保二年（一八三一）二月、この山鑑が山林面積やその所有形態を再確認する目的で改正された。その作業は五月から従前の帳簿と実地とを引き合わせる作業から始まった。九月には、新規に仕立山を申請したものは一反につき銀五〇目を納めるように山奉行から申し付けられた。十一月には、新仕立山の五〇目を五か年賦で上納するように命じ、できない場合は上り山にするとした（『北九州市史』近世、四五二頁）。この間、八月には上り山を百姓からの申請で仕立山としたり、両者の式替（変

更」は禁止されているが、これは仲津郡長井手永のみならず京都郡にも適用される規定であろう（天保二年十月十四日「長井手永手永日記」永井文書。『日本林制史資料』、二七七頁）。

弘化三年（一八四六）五月は享保十五年（一七三〇）の「定」を部分的に踏襲した先述の趣旨の「山方触」が出され、「槻・楠・梅・楨・檜・□・杉、其外良材仕立候者有之候ハは、上り山其外居屋鋪垣壁ニても、田畑・牛馬繋場等障り無之地合を見合願出、植付可申候、尤致成長候上、百本生立候ハは、五拾本

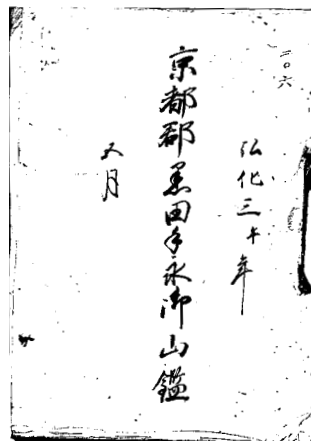


写真5—15 京都郡黒田手永御山鑑

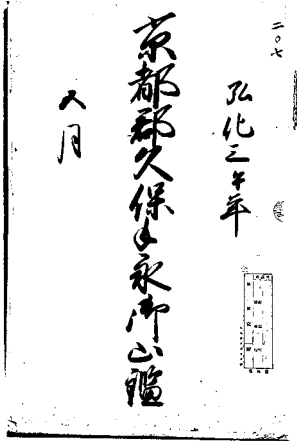


写真5—16 京都郡久保手永御山鑑

植主え遣し可申候事」というような植林に関する詳細が定められている（『豊前市史』上巻、八五八頁）。幕末期には官山・上り山・拝領山（中老以下の大身に知行地とともに給与）と社寺山（民有地）・仕立山（同）・野山（同）の六種類であった。（『小倉藩政

時状記』）。

山林を専管したのは山奉行である。天保八年（一八三七）時点の山奉行は、企救郡が細井彦兵衛（格式小姓組、三〇石五人扶持）、京都・仲津郡が田中作兵衛（同）、築城・上毛郡が下条藤左衛門であった。京都・仲津郡の山奉行宅は文化十年（一八一三）では平嶋手永の道場寺村にあったが、のち錦原（豊津町）に役宅が移り、天保十五年には、馬場庄助が錦原本陣を役宅に代用していた（『豊津町史』一〇八八～九頁）。更に弘化元年の京都・仲津郡山奉行は馬場庄助である（『日本林制史資料』、二九七頁）。

また山方の実務は、「手永／＼子供役之者共へ山方之儀平生心懸候様ニと前以申付有之候通、弥以猥成者も候哉否」（寛政八年「長井手永大庄屋日記」、『日本林制史資料』二四三頁）と大庄屋の補佐をした子供役が中心的に任に当たることとされていた。

勝山町域の山林

「山方触」が出された弘化三年五月には「山鑑」も作成されており、勝山町域にあたる山林のありさまが「京都郡黒田手永御山鑑」「京都郡久保手永御山鑑」（小笠原文庫）により知ることが出来る。両史料を整理し勝山町域の山林について一覧化したのが表5—8である。山鑑には上り山・仕立山・宮山・寺山・上り藪（藩有藪）・仕立藪（民有藪）・請藪（宅地などに設けられた年貢対象となる藩

表5—8 勝山町域の山林（弘化三年）

村名	上り山	仕立山	宮山	寺山	上り藪	仕立藪	請藪	山成畠	藪成畠	森	野山式	御留木
上黒田	三町一反〇畝〇歩	七町六反五畝〇歩				〇町〇反三畝四歩	〇町七反〇畝三歩					二
中黒田	四・〇・三・〇	七・八・七・〇	〇町九反六畝〇歩		一町〇反〇畝〇歩	一・八・九・〇	〇・六・二・七半	〇町〇反九畝一歩		四	一	四
下黒田	五・五・一・〇	六・四・三・〇					〇・三・六・六		六町〇反〇畝一六歩			
上田	〇・二・〇・〇	〇・三・九・〇	〇・二・五・〇			〇・〇・五・一五	〇・三・五・七	〇・一・二・九				二
箕田	一・五・二	四・七・五	〇・四・〇・〇		〇・五・四・〇		〇・六・五・〇				四	三
長川	〇・六・六・〇	二・五・七・〇			〇・〇・九・〇	〇・〇・四・一五	〇・一・一・一				三	
宮原	六・四・〇・〇	二・〇・二・〇	〇・二・〇・〇		一・〇・六・〇		〇・〇・八・一〇				三	三
浦川内	一・一・一・〇	三・七・四・〇	〇・二・五・〇		一・四・四・〇	〇・二・四・〇	一・二・一・〇				二三	六
矢山	〇・五・七・〇	〇・七・四・〇	〇・二・〇・〇		〇・一・六・一〇	〇・二・一・〇	〇・五・五・〇				三	二
岩熊	〇・三・四・〇	一・〇・八・〇	〇・二・〇・〇				〇・五・一・〇					二
池田	〇・六・三・〇	二・三・〇・一五	〇・〇・七・〇		〇・二・〇・〇	〇・〇・二・一五	〇・三・五・五半				一	
新町							〇・〇・二・〇					二
上野	四・五・五・〇	四・五・一・〇	〇・八・〇・〇		〇・〇・三・〇	〇・一・七・〇	〇・一・三・〇	〇・二・一・〇			六	四
下田	〇・六・〇・〇			〇町二反〇畝〇歩	四・五・〇・〇	〇・〇・四・〇	〇・二・八・〇	〇・一・五・〇			一	二
菩提	一・三・〇・〇	五・七・一・〇			三・〇・〇・〇		〇・三・三・〇	〇・〇・五・〇			一	四
御手水	三・二・〇・〇	五・四・九・〇	〇・一・五・〇		一・二・〇・〇	〇・一・二・〇	〇・九・三・〇	〇・四・一・〇			八	一
図師	六・七・五・〇	三・二・九・〇	一・七・二・〇		〇・二・七・〇		〇・二・一・〇				一	三
上久保	三・四・〇・〇	一六・七・九・〇	〇・四・〇・〇				〇・九・三・〇	〇・四・〇・〇				三
中久保		〇・二・〇・〇					〇・〇・七・〇					二
下久保		二・七・五・〇					〇・一・〇・〇	〇・〇・三・〇				一
飛松		〇・一・八・〇					〇・三・六・〇					
平尾	五・八・一・〇	六・一・二・〇	〇・三・〇・〇				〇・六・八・一〇	〇・四・二・三三			三	一

注）「京都郡黒田手永御山鑑」「京都郡久保手永御山鑑」（小笠原文庫）より作成

からの借用敷。「豊前旧租要略」・山成畠（畠地化した山地）・藪成畠（畠地化した藪地）・森・野山式・御留木など、林産（山林）資源が管理ないし利用形態別に記されている。山林は松木が大半でほかに椎木・楠木、藪は栖竹・雑木・中竹・下竹などがあつた。山林の中心は上り山と仕立山だが、当町域では上久保で前者が一二町四反、後者が一六町七反九畝と群を抜いていた。仕立山は新町（上野新町）と下田を除いた各村に設けられている。また上り山も新町のほか中久保・下久保・飛松を除いては存在した。なおこれらが存在しない村は現状でも山付地形に乏しいといえる。請敷がその規模は小さいがいずれの村にも存在した。伐採された下草や雑木は牛馬飼料・堆肥・薪などの用途として村の生産や生活に不可欠であつた。また宮山も抜けてはいるが多くの村にみられた。社の管理や祭礼行事に用立てられたのであろう。

繰り返す凶作

江戸時代、日本列島は、たびたび飢饉に襲われたが、豊前地域もその例外ではなかった。

享保飢饉に続き、大きなものは天明期に襲つた。いわゆる天明の飢饉と称されるもので、天明三年（一七八三）から八年にかけて豊前地域も断続的に損毛被害をうけているが、京都郡は田川・仲津両郡とともに被害が大きかった（『豊前市史』上巻、七〇三頁）。上毛郡の大富神社史料によれば、天明六年には、「麦作不出来、皆無同前」のため飯料がない者も多く、藩からの救

米でしのいだという（「上使御尋之節可申上次第」）。年貢収納面では、天明三年は「前代未聞の御引（減免）」（「天明三年御用日記」岡崎文書、『豊前市史』上巻、七〇三頁）が行われ、同八年は物成二万三四石余の損毛、残り七万九〇五〇石が収納高だったといひ（『豊前旧租要略』）、通常年の二割五歩の減収に相当した。

この天明期（一七八一～八九）に引き続き寛政期（一七八九～一八〇二）も凶作が続いた。寛政四年は「当夏已来、田方蟲（虫）痛腐れ込の上、七月二十三日、同二十六日大風雨出穂最中にて、甚中り（ママ）強く、中晩田之穂別して痛強く、枯穂夥し」い状況で一三万四五一石余の損毛だったといわれ（「小倉藩主記録―五代藩主小笠原忠苗―」、『福岡県史資料』第八輯）、通常年の五八％におよんだ。

京都郡の このように凶作が断続的に続かなか、藩の郡方疲弊と嘆願 役人で文政元年に京都郡の筋奉行となる岸本五

兵衛が、文化二年（一八〇五）に京都郡をめぐる嘆願書（『福岡県史』第三巻下冊、三六九～三七二頁）を作成した。

それによれば同郡では、三〇年以前からの荒地や手余り地があつたために本百姓がその分の負担を嫌うようになったといふ。このなかでは特に寛政八年（一七九六）の凶作が語られた。すなわち「辰年（寛政八年）虫気致し秋劣二相成言語道断之及困窮牛馬を売、家を売、夫二而も御上納相立不申、小百姓之類

夥敷致離散」と虫害などにより百姓たちは牛馬・家売り払って年貢上納に努めたが、それでも年貢未納になる始末で、結局、「小百姓」の類はおびただしく離散を余儀なくされた。とりわけ「久保・延永両手永之村々格別之大痛(亡村)」と久保・延永両手永の有様が述べられた。翌九年には豊凶を問わず五五〇石の勘合米が下付されるようになったが、あいにくこの年も不作であつたうえ、定免の年貢上納が命じられて、再び「秋末ニ至候而者小百姓共離散」と小百姓たちは離散したという。このように、農村は少しの不作・変作のときに定免を強いると下層の農民の離散が重なる状態であつた。以上のような状況に対し、寛政十・十一年に特別に春免引で減免があり、同十二年に至つて、藩は前々からの五五〇石の勘合米のほかに「莫大之御銀拝借」をもつて三か年にわたり「新百姓」取立の仕組みをさせた。これは年賦での後納が義務づけられてはいたが、一応の救済銀といえた。この施策は効果があつたようで、「大方主付仕候」と無主地の新百姓の仕据が完了した。しかも、仕据えられた百姓はかなり低い年貢上納にして百姓経営を確立させようと図つた。しかし「久保・延永両手永不足之村柄ハ、人ニ寄忝人作一町五反或ハ式町茂引請作方」となるため「如何程之順年にて御年貢不足与相成」というように、久保・延永両手永の村々の百姓たちはそれでも一人作に一町五反から二町も耕作しなければならぬものも出現、このため「順年」(特別の不足

がない通常年)であつても年貢の負担も重い状況であつた。また、「諸弁(わきまえ)」もそれにつれて増えていき、更に両手永の困窮度は深められた。このような背景を踏まえ、これから先の文化二年(一八〇五)より六年かけた五か年間は増額して八〇〇石の勘合米が下付されれば、このうち六五〇石を難澁の村々に配分し、残る一五〇石を耕作者の確保にあてたいと岸本は願ひ出たのである。彼はこの嘆願書の最後に「御郡之儀は、一年之痛には致方に寄り五年にも立戻り不申、五年痛者二十年にも立戻り兼可申」と言明しているように、疲弊した地域社会(郡方)の再生には疲弊期間の数倍の年月が必要との認識を直接に地域の実情を知る藩側の郡方役人は持つに至つていたのである。

そしてこの時期における農村の再生産が困難な状況は勝山町域にも重なる久保・延永を抱えた京都郡のみに見られたのではなく、例えば仲津郡の場合、「欠落百姓・潰百姓」の頻発(「国策手永大庄屋日記」文政九年(一八二六)大庄屋五名連名「申上演説覚書」、田川郡で享和二年(一八〇二)に見られた「数百軒の滅亡」やのちの「旧家百姓数十軒滅亡・衰微」という状態(天保四年大庄屋連名「演説申上覚」)など、ほぼ共通した農村のありさまであつた。

文政十一年 「子年の大風」とも呼ばれる文政十一年の大風と京都郡 風(台風)被害は特に肥前地域で甚大であつ

たが、この年の五月から七月にかけて特に田川・京都・仲津郡で大きな被害の大雨・洪水に見舞われた豊前地域でも追い打ちをかけられた形になった。八月九日の夜に來襲した大風は、「中村平左衛門日記」（この時点で富野手永大庄屋）によれば「昨夜九ツ時分（午前零時ごろ）より追々東風強く吹き起り、七ツ前時分（十日午前四時ごろ）暫時風軽く、雨強く降りだし、間も無く南風はげしく相成り、六ツ時分（午前六時ごろ）までも誠に言語道断のこと也、六ツ半時分（午前七時ごろ）より漸々と軽く、四ツ時分（午前十時ごろ）までに吹き止み申し候」と雨・風ともに猛烈なものであった。風が弱まりだした五ツ（午前八時）ごろから村内をまわりはじめた平左衛門は「村内を回り候にも倒木の上、倒家の上を踏み越え、踏み越え、打ち回り候こと、小路小路は全て塞がり候こと、誠に前代未聞のこと」（同上日記）との惨状をまのあたりにした。京都郡被害状況をみると、本・半壊及び焼失民家は七六五軒、稲家・牛馬家・土蔵・物置は五八六軒、破船数三艘、倒・折木三五七三本、死者一人、負傷者三二人、死んだ牛馬三頭を数えたという（『角川地名辞典』五四頁）。そして同月二十四日にも再び大風に見舞われ、京都郡を含む六郡全体のこのときの被害は、本・半壊民家二九八八軒、同稲家・牛馬家・土蔵一九五軒、破船二五一艘、倒木七三九八本、死者八八八人、行方不明の漁民一九四人に及んだ。この年の作柄は麦は豊作であったが、稲作については

六、七月に蝗虫が発生したうえに二度の大風で凶作となった。大庄屋・筋奉行・代官などによる協議と「御郡代寛宇兵衛殿深キ思召」（「中村平左衛門日記」）と評された郡代の判断などにより、京都郡の場合、物成引は六〇〇〇石に対し年貢上納高九六七七石余、願上米・差上米高二五〇石、六郡全体での上納高五万八七六〇石余と差上米一四三〇石は、通常年の六〇%にあたった（「中村平左衛門日記」解題）。

このうち、天保・嘉永期（一八三〇～五四）にかけて凶年・不作が断続的に続いた。藩側は惣定免・定免、また大庄屋・村方側は多くの年貢引をかけて相互にやりとりがあった。天保七年（一八三六）には年貢収納に關し、城下の篠崎に置かれていた「内役所」（『藩政時狀記』、『福岡県史資料』第五輯、六八四頁）と呼ばれる郡代の役所役人と年貢引で三〇〇石の食い違いが生じ、この三〇〇石を農民に有利に計ったとしてその責任をとり、築上郡の筋奉行延塚卯右衛門が自刃する事件が起こった（「中村平左衛門日記」）。逆に同郡の椎田手永の大庄屋椎田甚右衛門が出奔するというようなことにもなった。更に藩役人も大庄屋も年貢高決定をめぐる判断を誤ると、上毛郡のような六か村が連合して出奔するという事態も招来した。

御用銀と御用借

二度の大風が襲来した文政十一年（一八二八）の八月には、幕府から相模の鶴ヶ岡八幡宮の造営が古河・福山・津和野・丸亀・柳川の各藩とともに

小倉藩にも命じられた。総費用は六万両で、小倉藩分は二万両の負担であった。御用金（銀）は幕府への負担金でそもそも返済される性格のものではない。しかし、藩側は大風による領内被害なども勘案してか幕府の要求を全て御用銀として徴収はできなかったようで、元利返済を前提とした藩の負債となる御用借の二本立てとした。幕府から下命された翌文政十二年二月、領内六郡の大庄屋に賦課の申し渡しがあった。それは御用銀が銀三〇〇貫目（このうち町方として小倉城下町への割り当てが一〇〇貫目、それ以外の郡方への割り当てが二〇〇貫目）、御用借が銀八〇〇貫目（町方三〇〇貫目、郡方五〇〇貫目）で合計銀高一〇〇貫目であった。郡方負担の御用銀二〇〇貫目と御用銀五〇〇貫目は領内六郡にそれぞれ割り当てられ、ちなみに京都郡では御用銀が三〇貫四〇〇匁、御用借が七五貫八九〇匁の計一〇六貫二九〇匁とされた（永尾正剛「中村平左衛門日記」四卷解題）。このうち御用借については各郡で負担金を大庄屋が五貫目から三貫目（一人一貫目のあたり）で六郡合計で一十一貫目、子供役は一人一貫目で六郡合計二七貫目、庄屋は一人三〇〇匁ずつ、六郡で三五〇人として一〇五貫目の分担となった。これは各郡で村役人層で役職に応じ一律に賦課させようとするもので、全額五〇〇貫目のうち二四三貫目を拠出させるものであった。そして残額二五七貫目は六郡の「徳人」よりの徴収とされた（前掲永尾解題、『豊前市史』上巻、八〇〇頁）。

ちなみに安政二年（一八五五）における勝山町域の献金者の所属と額を列記すれば次のようである（『同上』安政二年十一月十三日条）。

久保手永	
飛松村庄屋	有松与三郎 金五両
新町村	木村藤四郎 金二二両
御手水村	尾越宅兵衛 金一二両
上久保村	久保次郎兵衛 金一〇両
黒田手永	
矢山村庄屋	進良平 金二五両
同村	中村助左衛門 金三〇両
同村	利三郎 金一七両
同村	五兵衛 金一一両

なお、このときの献金総額は、延永手永庄屋（延永平三郎）金一〇両と久保手永大庄屋（久保七右衛門）の金一〇両を合算すれば、久保手永八九両、黒田手永八三両、延永手永三二〇両、新津手永五八両である。黒田手永の場合、矢山村の者のみであるがその理由はよく分からない。ただ献金とはいってもある程度の「徳人」たちが負担を半ば強いられた性格を持っていたといえよう。

徳人層の重視

このような事実上の強制的性格を持つ献金はしばしばみられた。天保七年（一八三六）に

は木曾川浚にかかわる幕府からの手伝普請により御用借が命じられた。「中村平左衛門日記」によれば御用借三万両を六郡の大庄屋に命じた。このうち京都郡行事村の鮎屋と上毛郡宇島の万屋に五〇〇〇両ずつ、残り二万両を六郡で高割して賦課された。京都郡は三〇三五両の負担である。

注目されるのは、御用借の申し入れの直後、高額の御用借負担者、すなわち先述した徳人たちに帯刀・扶持・苗字・上下・脇差などの特権が付与されている点である（『豊前市史』上巻、八〇二頁）。領内富裕層である徳人の存在を積極的に肯定し、体制側に吸収しようとはかる、次のような「触」もみられた（『北九州市史』近世、四五五頁）。

一、大庄屋の二男まで脇差許可
一、子供役の嫡子も脇差許可

一、一〇〇石以上の高持百姓は麻の上下と脇差を許可
一、五〇石以上の高持百姓ならば徳人株を持っている者は追って沙汰

特に一〇〇石・五〇石以上の高持百姓への格式付与は、大庄屋、子供役の役威高揚のねらいがあるとされる。これらの高持百姓への格式付与に関する文言は「代々大高持、農業方心掛け宜しく、年々御年貢も差し支えなく神妙」とたたえ「名寄帳改正につき名前を承届け」たので、ここに格式を与えるとしている。五〇石以上の高持百姓は脇差を許可した。

徳人のなかには商人や度重なる御用借・献金に応じた者の一

表5—9 出奔百姓・帳外れ百姓などの一覧 (単位：人)

文書名 項目 年 代	長井手永大庄屋文書		国作手永大庄屋文書		中村平左衛門日記
	各年間の 最高最低	年平均件数	各年間の 最高最低	年平均件数	年平均件数
文化1～14年	34～1	14	6～0	2	2
文政1～12年	58～7	23	6～0	5	2
天保1～14年	67～17	47	175～1	28	3
弘化1～4年			5～1	3	4
嘉永1～6年			14～7	15	3

注)『北九州市史 近世』514頁の第113表より。なお本表は長井手永大庄屋文書（永井文書、九州大学蔵）の各年次御用日記、『北九州市史部落解放資料』、『中村平左衛門日記』より作成されたもの

部たちを指すものと思われる。藩の財政困窮の状態を勘案すれば、安定した収入源の確保と大庄屋をはじめとする郡方支配機構のなかに彼らを積極的に組み入れていくとする意図があった。

百姓の出奔

徳人層が藩側に取り込

まれるのとは対照的に、農業・生活基盤が脆弱で年貢納入がままならない小百姓層などは欠落・出奔しゅっぽんなどの行為に出る者があった。

これは広い意味での領主や共同体への抵抗行為ともいえようが、帳外れになることもあった。このような百姓については当該村の庄屋からその事実が手永を経て郡へ触れ出され、更に領内全体に触れ出される仕組みになっていたようだ（後述）。したがって自らの手永以外の欠落百姓の情報

注)『豊津町史』上巻二一八七頁の第一〇表より。なお本表は、文化二二六・八〇一二年、文政八・一二二年は永井文書の大庄屋御用日記、文化一三年、文政一〇・一一年、天保元年は国作手永大庄屋日記(行橋市教育委員会蔵)より作成されたもの

表5—10 手永別、年別の出奔数（単位…人）

[illegible]

も、手永大庄屋が記録する場合もあった。

表5―9は仲津郡長井手永大庄屋永井氏の御用日記、同郡国作手永大庄屋の日記及び中村平左衛門日記により出奔百姓の年別概数を一覧化したものである。長井手永の日記が全郡規模でかなり網羅的に記録しているのに対し、国作手永の日記では精粗があり、中村平左衛門日記は当該手永内の記録であり、ばらつきがあるものの、おおよその傾向はみてとれる。つまり文化期・文政期・天保期（一八〇四―四四）と年代が下がるにしたがって、年平均の件数が激増している。これは百姓の窮乏が進行していることを物語る。ただ幕末期までの記録が残る国作手永の日記によれば天保八年をピークに減少するが、それが実態をどれだけ反映したものかは検討を要する。

また表5―10は、上記日記記録のうち、長井手永と国作手永について文化・文政期の状況を郡手永別に集計したものである。勝山町域が含まれる久保・黒田手永の場合、この時期それぞれ四四名・三一名の出奔者を数え（実数はこれ以上だろう）、全藩領的にみれば仲津・田川・上毛各郡手永の出奔者数に準じ、おおむね平均レベルである。しかし、出奔者たちにすれば、それは苦渋の選択であったであらう。

出奔の背景の一つは洪水・暴風・日照などの自然災害であったろうが、むしろ社会的要因が大きかったと思われる。

御領中出来立候米穀、御年貢之外者総而人民之食料ニ有之候故、如何様

之凶年たり共、百姓飢饉ニ及候筈□決而無之所、利勘之商人共値段安ク買取、旅売いたし候故、御領中米穀無数、仍而少々之凶年ニも飢ニ及候之者も有之哉之段、甚以痛々敷事ニ候（略）利欲之商人者跡先を不相弁、猥ニ旅売いたし候而、米穀無数相成候故、去春之如ク少々之麦作不毛上ニ而茂、郡中飢餓之者有之段嘆出、上ニ茂大ニ御氣遣御座候

これは「国作手永大庄屋日記」文政十年（一八二七）一月十六日条掲載の郡代杉生十右衛門から仲津郡筋奉行佐藤桓兵衛と築上郡筋奉行延塚卯右衛門に宛てられた「達」の一部である。

「利勘之百姓」「利欲之商人」たちによって領内米穀が他領へ売却（旅売）され、「百姓飢餓」「郡中飢餓」となっているとして、藩側は問題視している。このようなおそくは百姓借米なども背景となった米穀他出による食糧不足も農民出奔の見逃せない要因となつていよう。しかし、ここには、生産物（米穀）が年貢収納と百姓生活を支える以外の方面へ商品流通経済の発達により動いていたことが考えられるのである。生活が成り立たなければ、やはり出奔するしかない、そのような百姓の姿もあつたらう。

出奔者への いずれにしてもこのような出奔百姓は、手余地**眼差し** 対策に追われている大庄屋をはじめとする村役

人にとつては、村落の再生産維持・年貢ほかの諸負担のために深刻な問題であつたが、村内秩序を乱すとして村方から帳外（人別帳からの除籍でいわば村からの追放）になる場合も見られ

た。

出奔百姓の具体相をみておこう。

京都郡上久保村莊次郎と申もの、女房召連欠落、兼々不仁氣之もの二候、

郡中触置可被申候、以上

七月二日

井上與三左衛門

大庄屋中

上久保村の莊次郎が「不人氣」のため妻とともに出奔（欠落）

したため、仲津郡筋奉行（井上與三左衛門）より大庄屋たちに触れられている（「国作手永大庄屋日記」文化十五年七月五日条）。おそらく京都郡上久保村より上げられた莊次郎出奔情報が出奔者より仲津郡へ達せられ、ここから国作手永へも伝達されている。出奔者の所在確認のためであろう。

ところで、「仁氣」（人氣とも）の有無が出奔の理由とされているが、これは何を意味するのだろうか。仲津郡崎山村（犀川町崎山）の儀衛門（三十七歳）と女房は文政三年十月二十八日夜に出奔したが、その理由を当村庄屋は、

右之者兼而内行相勝不申、農業方不精ニ御座候ニ付、親類五人組共より度々仕候へ共、相用不申、十月二十八日之夜、欠落仕候、尤内々承候所、右仁氣ニ付、当御年貢米余分上納不足御座候而、相捌不申所より村方罷出候趣ニ御座候（略）右之通不仁氣之者御座候得者、此御如何躰之義可申も難計ニ付、村方帳外被 仰付被下置候様、村中一統願出候

これによれば「仁」は「人」に通じ、人としての自覚・意

識“というほどの意味で、これが欠けるために「農業方不精」であり親類や五人組から論しても年貢完納ができず、その処理もしないまま「欠落」（出奔）したとみられ、したがってこのような「不仁氣之者」であるがため村人への迷惑ともなるおそれがあり「帳外」を村から願ひ出るといのである。窮迫のためである年貢完納ができなければ村方に迷惑がかかるわけで、その原因をいわば人間性（仁氣）の問題としてとらえ、村方・共同体から排除しているのである。

したがって菩提村の傳内（五十二歳）は村を出て三年になるが行方がしれず、その上「兼而農業不精者ニ御座候、いつ（づ）方エ罷越、如何躰不埒仕候義も難計」という判断から「村方帳外御願申上」、菩提村庄屋治郎兵衛が申請（同上）天保三年七月十九日条）するといふような事例は多く見られた。しかし出奔の多くは窮迫・借財に直接的原因があるわけで、例えば新町村の独身の無高百姓吉右衛門（三十六歳）は田川郡香春町から養子としてきて一五年になるが、香春へ用事としてでたきり帰らず、これは「村方江少々借財」があり、返済の目途が立たないため香春へ戻ったとされ、新町村からの帳外が村方より申請されたり（同上）天保三年八月七日条）、あるいは下久保村の喜四郎（四十一歳）は妻子とも家族五人で出奔したが「内借相層雜洪仕候所より、家内召つれ、出奔」（同上）文政七年十二月二十一日条）と、借財が原因とみられるのである。

またいわゆる「新百姓」の出奔をめぐっても、例えば文政七年（一八二四）に仕据えられた長川村の新百姓は天保七年（一八三六）妻子とも家族四人で出奔したが、その理由について、「農業不精、其上内行不相勝二付、村方之者毎度異見差加江候へ共、相用不申」出奔とされている（『同上』天保七年一月二十七日条）。

このように、日照や水害などの天災のみならず、様々な社会問題も経済的窮迫・年貢未納・出奔を招くのであるが、それが人間性（不仁気）からくる不勤勉（農業方不精）、という構図で村方からは見られるのである。

奉公人問題

欠落した百姓の多くは他所で奉公を行い食いつないだ。しかし、これは村方の労働力人口の減少を意味するため藩側は他所への奉公を厳しく禁止するようになった。文化二年（一八〇五）の触書では「郡中之男女、他国奉公、弥以堅差留候事」（『福岡県史資料』第四輯、六〇六頁）と、郡中の百姓が他国へ奉公に出るのを禁じた。

また文化三年（一八〇六）には、奉公人たちが高い賃金を要求するような状況にあるので、他郡への奉公を禁じ、文政八年（一八二五）の触書では、「郡中の男女、他所奉公」を禁止し、奉公人には庄屋が手形を発行しその管轄とした（同上、六一一頁）。例えば天保元年（一八三〇）の三月と七月の二度の触でも、村方の男女が市中へ奉公に出る場合、庄屋のもとに届け

出、庄屋に申し出ずに奉公に出た場合は村方帳外（宗門人別帳から外すこと）にするとしている（『国作手永大庄屋日記』天保元年三月八日、七月二十六日条）。

なお奉公人給銀をめぐっては、既に文化・文政期（一八〇四～三〇）以前より問題化していた。安永四年（一七七五）の田川郡へ出された「覚」（中村家文書「安永四年」覚）。『田川市史』上巻、六二七頁）によれば、「御郡中、男女奉公人、近來暮に給米を請候段相聞候二付、先達而詮議之上、給米之定申触候処、其後相ゆるミ、別而高直二相成、其上朝夕食物をも我儘を申候趣相聞へ候」あるいは「奉公人給米極、定法を以、毎年相触候得共、触捨ニ致置、出代り時節、村役之者ハ不及申、大庄屋子供役志らべ方行届不申二付猥相成候、依之已来ハ村限り、大高之百姓ニ而、男女召か、へ候もの者、奉公人給米調へ方ニ相立候間、聞繕ひ法式之給米を相増召抱候族有之候ハ、召抱候もの之名前書付、大庄屋江直ニ可申出事」と、奉公人給米が公定（「定法」）される方策が採られていたこと、しかしそれが履行されず（「相ゆるミ」また「触捨ニ致置」）、「高直ニ相成」「猥相成」ている状況が存在していた。

このような問題は地域社会への奉公人の安定的な供給を目指したものであった。京都郡には享和元年（一八〇二）正月に「奉公人召抱候ハ、成たけ手寄ヲ以、他郡他領より呼入可申事」（間馬文書「享和元年正月 京都郡御立替に付心得方触書

（写）。『田川市史』上巻、六四四頁）と触出され他郡他領より奉公人受け入れが奨励されている。自領のみならず他領からの奉公人「呼入」が推奨されているわけで、藩領内で郡相互に競わせる、そのような形で奉公人・労働力確保の意図がうかがえる。したがって「他所より村々江参込居帳外之者共、出所年齢共二委敷相志らべ、大庄屋本江帳面差出置可申候、尤住居之儀願出候者茂有之候ハ請久相立、願書差出可申候、僉議之上住居可申付事」（寛政六年「御建替仕法帳」六角家文書）と「他所」から入ってきた帳外れ者（先住地の人別帳から除外された者）が当村居住を望めば審査の上で許すとされた。また年季奉公の期限とする慣習にこだわらず一〇〇日間の期間を設定し、労働力の安定供給をめざすというようなこともなされた（『国作手永大庄屋日記』天保二年七月十一日）。

いずれにしても労働力不足を背景に奉公人が高い給米（賃金）を要求したり中途で暇をとるような者もあらわれ、奉公人を雇用して農業経営する者のなかには経営困難におちいる場合もみられたわけで、奉公人確保は地域社会にとっても重要な課題であった（『豊前市史』上巻、五五七頁）。

ただ、寛政十三年（一八〇一）の京都郡への法令（前掲「寛政十三年条目」）によれば、このような奉公人が「高給」を望むだけではなく、「朝は遅々に起て（中略）農業にも取付不申」また「虚病を構へ」、さらに奉公契約期間を履行しない「暇」

を強要する「我儘勤め方いたし」というような「不実の働」と雇用者（主人）が問題視する状況もあった。これは給米問題も含めいわば売り手市場からくる奉公人の労働意識のあらわれともいえ、奉公人問題が複雑な要素を有していたことを京都郡の事例は教えてくれる。

貧民の救済 文政六年（一八二三）藩は流産禁止令を出しと捨て子 た。これはいわゆる「間引き」の禁令であり、

特に「野合出産」（正式に婚姻が調わないうちに出産し、その後婚姻が調わないうこと）の子供や養育困難な者の子供には育児料として七歳まで米八斗の扶持米を支給した。これは困窮した百姓の救済と人口増加を目指したものである。「公私諸用録」（六角家文書）をもとに天保から弘化期にかけ扶持米支給者を郡単位にまとめたのが表5-11である。企救郡が記載されず、また全体として支給対象人数が少ない印象があるが、そのなかで京都郡は領内でも扶持米支給を必要とする困窮者が多かったことがうかがえる。

文政十一年には撫育銀ぶいくぎんが設けられた（無尽として文政六年に開始ともいう）。藩と郡土蔵からそれぞれ銀二〇貫目、一郡につき二〇貫目で六郡で一六〇貫目、合計一六〇貫目の資金が与えられた。この資金運営の一つとして困窮した農民に「扶持米」を支給したり、「根付米」（田植えの必要経費）という名目で春に耕作資金として貸し出ししたりしていた。しかし、例えば

表5—11 扶持米支給者人数一覧 (単位：人)

年 代	田 川 郡	京 都 郡	仲 津 郡	築 城 郡	上 毛 郡	計
天保6年	2	15	6	4	6	33<男18 女15
天保11年	2	23	7	6	6	43<男23 女20
天保13年	3	20	9	7	7	46<男25 女21
弘化元年	3	21	8	7	6	45<男24 女21

注)『豊前市史』上巻756頁の第31表より。なお本表は「公私諸用録」(六角家文書。九州大学蔵)より作成されたもの

後者についてみれば、実際の銀子の出入りは大庄屋二名が年番であったり、利息は一月から十二月までの一年貸し付けの場合が一割五分(一五%)、一年未満の場合は月一步五朱(二・五%)とされるように(『豊津町史』上巻、一一九一頁)貸し付けシス

テムのなかでの救済が主流であり、生活改善がみられず借銀返済も滞る場合などもみられた。そのような困窮状況のなかで、人々はやむを得ず子供を捨てる行為に走ることもあった。「近來御郡中捨子多ク、親子之愛情ヲたち、非道之取計いたし候義、不届之事二候(略)子供多難渋之者、又者無余儀次第二而子供出生、養育難相成儀も候ハ、有躰ヲ以可申出候」(『国作手永大庄屋日記』天保二年九月十六日条)と、救済策もセツトにした捨て子の禁令を藩側はたびたび

出したが、それでも小倉城下町・在郷町の商人の家の前や寺院、富裕者の家の前に捨て子が多くみられた。この捨て子についても郡中に回文が回り、親の搜索がなされたが結果は思わしくなかった。藩側は、「捨子は、其家相続不相成、成長之上は、名子同様に可召仕、名子之家に捨候は、名子之下手として、人別帳にも其差別相記候様にと御郡代より御触」(「中村平左衛門日記」天保二年九月十七日条)とあるように、捨て子は名子同様に扱わせ、もし名子の家に捨て子のあった場合はその手下として人別帳に記載させた。

勝山地域の捨て子

では捨て子が見つかった場合に具体的にどのような手続きがとられるのであろうか。次の「覚」(「国作手永大庄屋日記」文化十年四月十三日条)は上黒田村妙覚寺の捨て子の事例である。

覚

一、男子 壹人 但、出生より日数百五、六十日も相立候様相見江申候
一、古単物式ツ着 但、つきはき、色不知
一、古給 式ツ同 但、右同断
右ハ一昨日八日之夜七ツ時、当村妙覚寺庫裏□二小兒泣声仕候ニ付、参見候処、右捨子御座候、早速取揚養育仕居申候、仍而御注進申上候、以上

四月十日

上黒田村庄屋

善兵衛

右之通申出候二付、御注進申上候、以上

黒田荘左衛門

別紙之通申出候間、心当り之儀も候ハ者、申出候様ニ可被申触候、

以上

四月十二日

井上与三左衛門

大庄屋中

これによれば、捨て子が見つけれられると、性別、人数、推定生後日数（推定年齢）、着衣、見つけれられた時の状況などが当地の庄屋（善兵衛）によって大庄屋（黒田荘左衛門）まで報告される。大庄屋はこれを郡奉行（井上与三左衛門）へ届け、郡奉行より管轄の大庄屋たちに捨て主などに関し、情報提供が要請される。仲津郡国作手永の大庄屋日記に上黒田村の捨て子記録が載るのはこのような事情による。

捨て子が見つかった当地の庄屋、例えば上黒田村庄屋弥三右衛門は「村方尚又近村段々吟味仕候得共、捨て候もの並心当り之もの無御座候、仍而御注進申上候」（『同上』文政二年七月二日条）と近村に捨て子に関わる者やその情報を探すが、それができないため注進したという。

郡奉行から情報提供を要請された関係手永各村では、「当正月十八日夜、京都郡黒田村妙覚寺庫裏口ニ出生より二百日程相立候と相見へ候女子壱人捨御座候二付、村中軒別相調子否申出候様被 仰付奉畏候、私共村々軒別相調子並二穢多共手元迄委

敷相調子申候所、捨子仕申候者無御座候」と手永各村の庄屋・百姓代などの連名で報告がなされ、手永大庄屋が郡奉行に返答する（『同上』文政四年二月十三日条）。この場合も黒田の妙覚寺の捨て子に関するものである。

小倉藩では享和元年（一八〇一）から明治元年（一八六八）まで四八〇名の捨て子があり、このうち捨て主が見つかったのはわずかに二件という（川本英紀「官の強制、民の処世①」『ティートイムの歴史学』一〇七、平成十七年）。このような〇・五％という検挙率の低さは、捨て主が分かれば親族や村の人々まで刑罰が及ぶため、探索がなされても知らないことにする暗黙の了解があったのではないかと、川本は推測している。

ところで、様々なものが捨て子に添えられることがあった。文化十二年（一八一五）九月朔日に生後一四、五日の子が仲津郡田原村庄屋孫四郎の表口に捨てられた時は、守袋が首から懸けられ、その中には天王寺御守五枚、高野山御守一枚、八幡宇佐宮御守一つ、祇園天王御守一つが入っていた（『同上』文化十二年九月十四日条）。また「文政二己卯孟春誕生、権現生子、魂緒の絶て助かる物ならハ 我日の本の神と仰ぐかん 敬白」と記された「書付」が添えられるという事例もある（田原村。『同上』文政二年四月十三日条）。このような添え物は我が子を捨てざるを得ない親の心情を伝えていよう。

しかし子供を育てつつもどうしても生活が成り立たない場合

は、子殺しという悲劇もあったかもしれない（『行刑録』（『豊前叢書』第六巻、一二二頁）。

新たな百姓 これまでみてきたように日照・水害・虫害
取り立てと差別 などの自然災害や商業資本の浸透による借金などの社会的事情、これら様々な事情の中で生活の困窮化を強いられた人々は、出奔しあるいは他所へ奉公に出てゆきまた間引きや捨子など、苦渋の選択を迫られ、その結果として農村地域社会からの人口減少と耕作人（農民）不足による田畠荒廃化はしだいに深刻化していった。これに対し耕作人がいない荒地（無主地）への手当として、移住農民（いわゆる走り者など）の受け入れ、多人数農家からの百姓の子の独立、他国からの奉公人取り合いに伴う潰れ百姓の再度の取り立て、帰村した出奔百姓の取り立てなど、新たな百姓取り立てが行われた（『田川市史』上巻）。ただ百姓取り立て（新百姓）という政策は近世はじめにもみられ、細川時代、例えば忠利（二代藩主）は元和七年（一六二一）「御百姓数無御座在所に当年新百姓仕立申候間御免相各別に被付御役儀御免可被下候事」という郡奉行からの申請に対し、「新百姓を役儀御免之事差引よきかけんに可仕」と裁可（認可）している（『藩譜便覧附録二』『豊前叢書』第三巻、一二四頁）。このような近世初期にみられた本来百姓経営がなされない地域への役儀御免という特典つきでの百姓仕立と、近世中後期の荒廃地への百姓取り立ては明らかに性格

が異なっていた。

それはこの時期の取り立てが体制的差別をうけていた人々に及んでいたという点からもうかがえる。秋月黒田領の事例だが「穢多共、追々家居多相成候次第ハ、村々何方ニ而も散田と申物出来仕、御田地明キ申候所多御座候、其節、他より入百姓と申者を入候而作らせ候」（『郡村覚書』秋月黒田家文書。松崎武俊『部落解放史発掘』一七五頁）とあるような新百姓取り立ては特に近世後期には多く見られるようになった。これにより、いわゆる「穢多新百姓」の集落が形成された。しかし、「新百姓」の名目が「穢多」に触れる呼称は、規定では「村所ニ寄、作方為便利人少之所は無抛穢多仕（据）候へは、新百姓（姓）とも唱へ、又ハ願書ニも穢多新百姓（姓）仕居とも認来候儀も有之、百姓之名目、穢多ニ振之候儀難相済」（文政十三年「御用御触書」。田川郡添田町中村家文書）と、やがて禁じられ新百姓（穢多）集落への差別は画然となされるようになった（松崎前掲書一六九頁）。

また、新百姓の取り立ての必要経費は、無主地減少と生産性の向上をはかる藩から仕据料（仕据とは耕作させるといふほどの意味）として貸し付けられた。寛政十三年（一八〇二）の長井手永大村の事例（『福岡県史』第三巻下冊）だが、新百姓為助の仕据の必要経費が見積もられた。それによれば家建作料戸代が藩札四〇〇匁、牛代が同一〇〇匁、牛飼料が同一五匁、家財代

が同八〇匁、種籾八升代が同四〇匁、更に作喰料（農作業合間の食料）が米二斗六升四合、大麦五斗二升八合・小麦九升であった。なお実際の為助取り立ては文化五年であり遅れている。

このような新百姓へのいわば心のケアが村方には要請された。京都郡に出された「寛政十三年条目」（前出）によれば、「此度他領より入来候新百姓共、当時は馴染も無之義故、妻子共別て心小く可存義に候へば、村中より、深切に致させ、宜敷居合候様、村役共より心を添、世話可致事」とあり、新百姓は地域社会に馴染むよう藩側が配慮していたこと、それはこの方針に反する状況が、例えば「右掛り合無之村々、夫遣ひ等多く、迷惑に存候趣意も可有」（同上）と課役などで「迷惑」がかかる地域社会の村・成員があったことから想定できる。

勝山町域の これまでみてきたように様々な要因で無主地と**被差別農民** なった田畠に差別を強いられた人々が新たな耕作人として取り立てられ、農業経営を行う傾向がとくに近世後期以降強くなった。このことは村落内に農業に従事する被差別者が多数存在するようになることを示すが、しかしそれが体制的・社会的差別の解消をもたらしたかというところではなかった。例えば勝山町域某村に関する安政二年の史料には「穢多」の名前、耕作面積、物成量、弁米量（年貢上納不足量）などが記載される。年貢上納不足分の記録がこの史料作成の目的と考

えられるが、「穢多」層の分をいわゆる百姓分とは別帳として仕立てられた帳簿であり、「百姓之名目、穢多二振之候儀難相濟」（前掲文政十三年「御用御触書」という考え方（差別化）が反映されているのはいうまでもなからう。

本史料を、耕作者別に耕地面積・本高・物成高について整理してみれば、当村内に一七戸（竈）の耕作地を持つ穢多が存在したこと、彼らの当村内での耕地面積は一一町七畝一步、所持高一七石二升六合二勺、物成八七石四斗四勺であることがわかる。別史料によれば一七戸は全て当村居住者である。この時期の当村の構成は、本百姓が三七戸・一六四人、郡医が一戸・六人、穢多が二戸・一人、非人が一戸・五人、合計六〇戸・二八六人、明治十八年（一八八五）の耕地面積六四町七反七畝一〇歩、天保期の石高（天保郷帳）八五九石余という当村全体の各数値と比較すれば、戸数で約二八・三％、耕地面積で約一七・〇％、石高で約一三・六％を、穢多層が占めていたことになる。これらのデータなどによれば当村では決して例外的ではない社会的・体制的に差別されていた人々が農業経営に従事していたのである。ただし一七人のうち二人の耕地面積は一町を超え、三人の所持高が一〇石以上である一方、二名が耕地面積三反未満で所持高三石未満というように、生活実態レベルでは農業経営の比重は多様であったろうが、いずれにしても、無主地解消を目的としたいいわゆる新百姓取り立て政策は確実に

村落・地域社会の中で被差別の人々が生活する場を広げているのである。

嘉永期の さて仲津郡長井手永大庄屋の「丑御用日記」

農村状況 (長井手永大庄屋日記。嘉永年間(二八四八)五

四)か。)によれば、諸役目が多いことから困窮百姓が増えて田畠の作荒が進行し、更に困窮して潰百姓並びに欠落者ができ、これにより百姓が減少して年貢未進がでていると指摘されている。特に百姓経営の中以上のものは新地・徳田を多く所持し本田をあまり所有せず、あるいは中田以下のもので地味の好いものを買求めている。逆に高持百姓は経営が中以下のものばかりで、勝手不如意におちいり、そのうえ悪田や上々田や上田ばかり持たされ、難儀百姓に限って本田高を多く所持している。これは課役の低い田畠を物色して経営しようとする傾向が強いためであり、役目料を軽減すべきことが提言されている。

しかも嘉永期には損毛も相次いだ。嘉永三年(一八五〇)について中村平左衛門は「今年の麦作は上熟、秋作大不熟、春夏天気不順、洪水数度、大風両度、虫災も有之」(「中村平左衛門日記」と、麦作は豊作であったものの天候不順・洪水・大風・虫害などが原因で秋作は大凶作であったと記している。

風水害についてみれば、まず六月一日に洪水が襲った。仲津郡国作手永の場合、「昨朔日(六月一日)早朝より降雨仕り候所、夕七ツ(午後四時)過ぎより格別はげしく強雨に罷成り、

暫時の間水勢相増、田方など惣水押」また「村々田地水押、溝手、道橋破損の儀は数ヶ所」(「国作手永大庄屋日記」との被害状況であった。更に七月十一日と翌八月七日にも二度にわたり風水害に見舞われ「先月より兩度の大風に付き、寺社、百姓家並びに厩・稲家本転半転数百軒、道橋までも大破に及び、所により通路も相成り兼ね申し候」そして「此間より兩度の大風洪水に付ては、田畠ともに不毛上、なおまた転家も大造出来仕り、(中略)難儀百姓の居家過半転家に罷成り」(同右)と、家屋・道橋の破損や田畠被害が重なった。この年の小倉藩領全体では五万八七二石余、うち京都郡は七五七六石余の引高であった(『豊前市史』上巻、七一九頁)。

また嘉永六年には、五月十八日の雨で田植えをすませたが、同二十三日の雨以後「長照」りとなり、七月は「大照り大暑」となって、「郡中は太造(大層)の日痛田皆損になり誠に珍しい長照り」になり、豊前地域の被害状況は「企救・築城・上毛は太造の高、田川・京都・仲津も早損御引き、中津御領も中村組大旱魃」(「嘉永三庚戌正月ヨリ 雑記録」稲葉文書)という有様で、「麦作不出来、秋作旱魃、御引米九千石、無利十ヶ年賦拝借式千四百石也、今年旱損未曾有の事也」(「中村平左衛門日記」と、麦作と秋作(米)ともに被害が出る文字どおりの未曾有の災害だったのである。

嘉永・安政期 嘉永七年（安政元年・一八五四）、郡代が二本
の改革 弥右衛門から河野四郎にかわり、各郡の大庄

屋へ儉約・農政の簡素化について諮問された。これに対し大庄屋たちは「覚」（中村平左衛門日記）嘉永七年五月朔日条）を出したが、その要求の一つは年貢の地方（御郡）取り立てであった。これにより、蔵方の藩役人の出郷は中止され、年貢収納の業務は筋奉行と代官のみで行うことに決まった。この結果、例えば田川郡では、米六〇石の夫役、諸入用費二貫七〇〇匁の御郡益になると計上された。また過去五年間の御米取立勸請諸帳面などの検査が、家老島村志津摩の指導のもとに行われた。そのなかで役目料にかかわる諸出米の規制を打ち出して省力化に乗り出すと同時に、藩から農民の借財・年貢拝借の返済を延期して、出米・出金を一時的に減らそうとした。京都郡では安政二年に諸取立帳面の改正が実施され、以前より一〇〇〇石ほど減じられるとかなりの効果が認められた。

また、この帳面取調べの結果、諸役人数を減少し、役人への役料給米高や寺社への寄付米の削減など諸改革が実施された。更に大庄屋に関しても、安政二年一月、京都郡では大庄屋四人が役議取り上げになって罷免され、上毛郡でも大庄屋一人罷免、また慣例を破って他郡への転役を命じられる大庄屋もあり、田川郡を除く諸郡で大庄屋の大幅な転役が実施された（『田川市史』上巻）。例えば、しばしば日記を引用している企

救郡津田手永の大庄屋中村平左衛門は京都郡の延永・新津手永兼任の大庄屋に慣例を破って異動を命じられた。

このような年貢米の地方取立、諸出来の規制を中心とした農村再建策は、安政四年まで続けられた。そしてこのような政策は様々な農産物の藩専売・国産政策と関連しながら、新しい時代・近代の到来を準備していくのである。